

九州大学学内保育施設規程

平成23年度九大規程第90号
施行：平成24年 3月 1日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規程第159号)

(設置)

第1条 九州大学(以下「本学」という。)に、保育施設を置く。

(目的)

第2条 保育施設は、本学の男女共同参画推進事業の一環として、本学の職員及び学生(以下「職員等」という。)の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を保育し、もって職員等の福祉の増進に資することを目的とする。

(保育施設)

第3条 保育施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
ひまわり保育園	福岡市東区馬出3丁目1番1号
たけのこ保育園	福岡市西区元岡744

(運営)

第4条 保育施設の運営は、総長が指名する理事(以下「担当理事」という。)が掌理する。

2 保育施設の運営に関する事項は、男女共同参画推進室において審議する。

3 前項の男女共同参画推進室において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入園者の選考に関する事項
- (2) 保育施設の予算及び決算に関する事項
- (3) 保育施設の利用及び利用料金に関する事項
- (4) その他保育施設の運営に関する事項

(業務の委託)

第5条 保育施設の保育に係る業務は、学外の託児事業者に委託できるものとする。

(定員)

第6条 保育施設の定員は、第8条に規定する常時保育及び一時保育を合わせて、次のとおりとする。

- (1) ひまわり保育園 75名
- (2) たけのこ保育園 60名

(休業日)

第7条 保育施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他担当理事が定める日

(保育の形態)

第8条 保育の形態は、次のとおりとする。

- (1) 常時保育 1月(月の初日から末日までの期間をいう。)以上の期間継続して実施する保育
- (2) 一時保育 職員等の勤務の都合等に応じ随時実施する保育

(保育時間)

第9条 保育施設の保育時間は、別表1のとおりとする。

(利用資格)

第10条 保育施設を利用できる者(以下「利用資格者」という。)は、別表2に掲げ

るいずれかの者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる者以外の者について、担当理事が利用資格者として適当と認めた場合は、当該者を利用資格者とみなすことができる。

(入園資格)

第11条 保育施設に入園する資格を有する者（以下「入園資格者」という。）は、別表3に掲げるいずれかの者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる者以外の者について、担当理事が特に保育が必要であると認めた場合は、当該者を入園資格者とみなすことができる。

(常時保育の利用申請)

第12条 常時保育の利用を希望する利用資格者は、本学が指定する日までに所定の利用申請書により担当理事に申請しなければならない。

- 2 担当理事は、前項の申請内容が適当と認めるときは、これを承認し、申請者にその旨を通知する。

(一時保育の事前登録)

第13条 一時保育の利用を希望する利用資格者は、本学が指定する日までに所定の一時保育利用の事前登録申請書により担当理事に申請しなければならない。

- 2 担当理事は、前項の申請内容が適当と認めるときは、これを承認し、申請者にその旨を通知する。

(一時保育の利用申請)

第14条 一時保育利用の事前登録を行った利用資格者は、基本保育時間又は終夜保育時間の利用を希望する場合は、利用を希望する日の2日前までに、直接保育施設へ利用の申込みを行わなければならない。

- 2 前項の申込みにあたっては、利用資格者は、あらかじめ当該保育施設へ定員の空き状況を確認するものとする。

(病後児保育の利用申請)

第15条 病後児保育時間の利用を希望する常時保育及び一時保育の利用資格者は、原則として利用を希望する日の前日までに、直接保育施設へ利用の申込みを行わなければならない。

- 2 前項の申込みにあたっては、利用資格者は、あらかじめ当該保育施設へ病後児専用の保育室の空き状況を確認するものとする。

(ならし保育の利用申請)

第16条 第12条第2項により承認を得た利用資格者が入園日前にならし保育を希望する場合は、第13条及び第14条の手続により、ならし保育を行うことができる。

(保育料)

第17条 保育施設の保育料は、別表4及び別表5に規定するとおりとする。ただし、常時保育の利用資格者が複数の乳幼児を通園させる場合は、最年長の乳幼児については正規の基本保育料とし、その他の乳幼児については正規の基本保育料の半額とする。

- 2 常時保育の基本保育料及び月契約を締結した延長保育料は、前納とし、毎月本学が指定する日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると担当理事が認めた場合は、保育料の納入を猶予することができる。

- 3 常時保育の基本保育料及び月契約を締結した延長保育料の算定は、入園又は退園した日の属する月を含むものとし、入園又は退園した日が月の中途の場合は、日割計算により算出した額（計算で算定された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）とする。

- 4 月の初日から末日まで利用しない月の常時保育の基本保育料及び月契約を締結した延長保育料は、徴収しない。なお、当該保育料が既納の場合は、これを返納する。

- 5 入園又は退園した日が月の中途の場合で常時保育の基本保育料又は月契約を締結

した延長保育料が既納のときは、当該保育料を日割計算により算出し、入園した日より前の日数分又は退園した日より後の日数分の保育料を返納する。

- 6 常時保育の終夜保育料及び延長保育料(月契約を締結した延長保育料を除く。)は、利用した月ごとに後納とし、一時保育の基本保育料及び終夜保育料並びに病後児保育料は、その都度、利用時間終了時に納入しなければならない。

(基本保育料の減免)

第18条 常時保育の基本保育料については、利用資格者及びその配偶者が共に学生の場合で、次の各号のいずれかに該当する世帯であるときは、当該利用資格者の申請に基づき、基本保育料の減免措置を講じることができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第140号)による保護を受けている世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯
 - (3) 前年分の所得税額が非課税の世帯
- 2 基本保育料の減免措置を希望する場合は、申請時に前項各号に規定するいずれかの世帯であることを証明する書類を提出しなければならないものとし、申請時の翌年度以降においても、本学が指定する日までに同様の書類を提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があると担当理事が認めた場合は、証明する書類の提出を猶予することができる。

- 3 減免措置を講じる場合の基本保育料は、月額17,000円とする。

(給食)

第19条 常時保育の離乳食開始後の乳幼児の全員に対し、保育施設内で調理する昼食及びおやつ(以下「給食」という。)を提供する。ただし、第3項により対応できない場合又は利用資格者から特別な事情により給食の提供を辞退したい旨の申し出があった場合は、この限りではない。

- 2 常時保育の利用資格者は、保育施設の利用申請時に所定の給食申出書を担当理事に提出しなければならない。
- 3 食品・食物アレルギー、宗教上の理由等から食べ物に制限がある乳幼児に対しては、利用資格者と相談の上、特別食を提供することがある。

(給食料)

第20条 前条第1項の給食の給食料は、月額6,800円とする。

- 2 給食料は、前納とし、本学が指定する日までに前項に定める給食料を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると担当理事が認めた場合は、給食料の納入を猶予することができる。
- 3 月の中途から入園若しくは退園した場合又は月の中途から入園若しくは退園した場合で給食料が既納のときの給食料の算定については、第17条第3項及び第5項の規定を準用する。
- 4 月の初日から末日まで利用しない月の給食料は、徴収しない。なお、当該月の給食料が既納の場合は、これを返納する。

(休園)

第21条 休園(乳幼児が30日以上保育施設を休むことをいう。以下同じ。)を希望する利用資格者は、休園を希望する日の2週間前までに所定の休園申請書により担当理事に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 担当理事は、利用資格者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乳幼児を休園させることができる。
 - (1) 乳幼児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあるため、他の乳幼児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、休園させることが適当と認められるとき。
 - (2) 利用資格者又は乳幼児がこの規程又は別に定める遵守事項に違反し、担当理事が

休園させることが適当と認めるとき。

(3) その他乳幼児の通園が適当でないとき。

3 利用資格者は、30日以上休園期間経過後に復園を希望する場合は、本学が指定する日までに所定の復園申請書により担当理事に申請し、その承認を得た上で、保育料及び給食料（以下「保育料等」という。）を納入しなければならない。

4 月の中途から休園となる場合又は復園する場合の保育料等の算定については、第17条第3項及び第5項の規定を準用する。

（退園）

第22条 担当理事は、利用資格者又は乳幼児が第10条の利用資格又は第11条の入園資格を失った場合は、乳幼児を退園させなければならない。

2 担当理事は、利用資格者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児を退園させることができる。

(1) 乳幼児が感染症に罹患し、又は罹患している疑いがあるため、他の乳幼児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、退園させることが適当と認められるとき。

(2) 利用資格者又は乳幼児がこの規程又は別に定める遵守事項に違反し、担当理事が退園させることが適当と認めるとき。

(3) 6月以上の休園が見込まれるとき。

(4) 保育料又は給食料を所定の期日までに納入しないとき。

(5) その他乳幼児の通園が適当でないとき。

3 利用資格者は、乳幼児の退園を希望する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、退園をする日の30日前までに所定の退園申請書により担当理事に申請し、その承認を得なければならない。

（損害賠償等）

第23条 利用資格者又は乳幼児が、その責に帰すべき事由により保育施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用資格者はその損害の全部若しくは一部を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

（事務）

第24条 保育施設の管理運営に係る事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部人事企画課において処理する。

（雑則）

第25条 この規程に定めるもののほか、保育施設の運営及び利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第18条から第20条までの規定及び第22条第2項第5号の規定中給食料に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。

2 九州大学学内保育施設規程（平成20年度九大規程第119号）は廃止する。

附 則（平成27年度九大規程第132号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第84号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第122号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第159号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

・保育時間

保育施設	常時保育		一時保育	
	基本保育時間	7時から18時	基本保育時間	7時から22時(30分単位)
ひまわり保育園	延長保育時間	18時から22時(30分単位)	終夜保育時間	毎週水曜日の22時から翌日7時
	終夜保育時間	毎週水曜日の22時から翌日7時	病後児保育時間	7時から18時(30分単位)
たけのこ保育園	基本保育時間	7時から18時	基本保育時間	7時から22時(30分単位)
	延長保育時間	18時から22時(30分単位)		

別表 2 (第 10 条関係)

・利用資格

保育施設	利用資格者
ひまわり保育園	(1) 常時保育の基本保育時間及び延長保育時間の利用においては、生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学の職員等。 (2) 常時保育及び一時保育の終夜保育時間の利用においては、生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する22時から翌7時の時間帯に勤務を行う変形労働時間制勤務の者又は宿日直勤務者。ただし、一時保育については、定員に空きがある場合で保育が可能な場合に限る。 (3) 一時保育における基本保育時間及び病後児保育時間の利用においては、生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学の職員等。ただし、定員に空きがある場合で保育が可能な場合に限る。
たけのこ保育園	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学の職員等。ただし、一時保育については、定員に空きがある場合で保育が可能な場合に限る。

別表 3 (第 11 条関係)

・入園資格

保育施設	入園資格者
ひまわり保育園	(1) 利用資格者の勤務等の事情により、保育が必要であると認められる生後57日から小学校就学の始期に達するまでの健康な乳幼児 (2) 病後児保育においては、当該保育が可能であると判断できる診断書を提出した病後の乳幼児
たけのこ保育園	利用資格者の勤務等の事情により、保育が必要であると認められる生後57日から小学校就学の始期に達するまでの健康な乳幼児

(注) 常時保育において、「保育が必要であると認められる」とは、利用資格者の保護者及び利用資格者と同一の世帯に属する65歳未満の者全員が、次の各号のいずれかに該当し、家庭での保育が困難である状況をいう。

- (1) 昼間に自宅外で1日4時間以上かつ1月15日以上の仕事をしている。
- (2) 昼間に自宅内で1日4時間以上かつ1月15日以上の日常の家事以外の仕事をしている。
- (3) 学生として学校等で1日4時間以上かつ1月15日以上の上学状態にある。
- (4) 出産する予定日の2月以内又は出産した日の翌日から3月を経過していない。
- (5) 疾病、負傷、障害等がある。
- (6) 同居の親族を常時介護・看護している。
- (7) 災害等の復旧作業に従事している。
- (8) その他前各号に類する状態で、保育が必要であると担当理事が認める場合。

別表4（第17条第1項関係） ひまわり保育園

1. 常時保育

利用時間	年児別	保育料	備考
基本保育時間	生後57日から3歳未満の乳幼児	基本保育料 乳幼児1人当たりの月額 53,000円	<ul style="list-style-type: none"> 保育料は、乳幼児の当該年度初日の前日時点の年齢により決定し、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、当該年度中の保育料は従前のおりとする。また、年度途中で入所した場合も、同様の取扱いとする。
	3歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	基本保育料 乳幼児1人当たりの月額 28,900円	
延長保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	延長保育料 乳幼児1人30分当たり 300円	<ul style="list-style-type: none"> 利用資格者は1日当たり4時間までを限度とする一定の時間(30分単位)を設定し、延長保育を利用する月契約をすることができる。この場合の延長保育料は、30分2,000円を基本月額とし、当該時間を超える場合は、設定時間に応じて30分単位ごとに2,000円を加算した金額を月額料金とする。
終夜保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	終夜保育料 乳幼児1人当たり 1回 6,000円	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育時間(月契約を締結した延長保育時間を除く。)から引き続き終夜保育時間を利用する場合は、延長保育料を含め6,000円とする。

2. 一時保育（基本保育時間及び終夜保育時間）

利用時間	年児別	保育料	備考
基本保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	基本保育料 乳幼児1人30分当たり 450円	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たり5時間30分を超える利用をした場合の基本保育料は、一律5,200円とする。
終夜保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	終夜保育料 乳幼児1人当たり 1回 6,000円	

3. 病後児保育

利用時間	年児別	保育料	備考
病後児保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	病後児保育料 乳幼児1人30分当たり 450円	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たり5時間30分を超える利用をした場合の基本保育料は、一律5,200円とする。

別表5（第17条第1項関係） たけのこ保育園

1. 常時保育

利用時間	年児別	保育料	備考
基本保育時間	生後57日から3歳未満の乳幼児	基本保育料 乳幼児1人当たりの月額 53,000円	<ul style="list-style-type: none"> 保育料は、乳幼児の当該年度初日の前日時点の年齢により決定し、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、当該年度中の保育料は従前のおりとする。また、年度途中で入所した場合も、同様の取扱いとする。
	3歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	基本保育料 乳幼児1人当たりの月額 28,900円	
延長保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	延長保育料 乳幼児1人30分当たり 300円	<ul style="list-style-type: none"> 利用資格者は1日当たり4時間までを限度とする一定の時間(30分単位)を設定し、延長保育を利用する月契約をすることができる。この場合の延長保育料は、30分2,000円を基本月額とし、当該時間を超える場合は、設定時間に応じて30分単位ごとに2,000円を加算した金額を月額料金とする。

2. 一時保育

利用時間	年児別	保育料	備考
基本保育時間	生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児	基本保育料 乳幼児1人30分当たり 450円	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たり5時間30分を超える利用をした場合の基本保育料は、一律5,200円とする。